

新しい「なは土産」 一緒に作りませんか？

【令和元年度 那覇市新商品開発支援事業】

新しい
那覇市のお土産
開発しようさ〜

観光都市「那覇」の魅力発信と認知向上につながる
商品やサービスの企画・開発に必要な経費の一部を補助し
市場への展開を応援します。

特産品開発と流通に関する勉強会(ワークショップ)を全3回開催し
商品開発やマーケティング、流通、デザインなど
多彩な講師のもと那覇市の特産品開発と流通に取り組みます。
同時に補助金交付希望事業者も募集しますので
意欲的な事業者の皆さんのご参加をお待ちしています！

那覇市新商品開発支援事業
事業参加事前説明会

▶ 8/22 [木]

那覇市IT創造館
2F 大会議室
(那覇市銘苅2-3-6)
14:00-16:00

MAP



ワークショップ予定内容(全3回)

各分野の専門家から
直接話が聞けるチャンス!

【場所】那覇市IT創造館 2階 大会議室(各回共通)

No.1 9/12 [木] 14:00-16:00

「創って・作って・売る」
商品開発

No.2 10/8 [火] 14:00-16:00

LGBTマーケットを知る+
ライフスタイル提案と
連動した商品開発

No.3 11/6 [水] 14:00-16:00

自分で商標登録を
やってみよう!

申込期限 2019年8月19日[月] 15:00まで

- ※ 本事業参加については事前申し込みが必要です。上記期限までに
右のQRコードからお申し込みください。(簡単なアンケート項目があります)
- ※ QRコード以外からの申し込みをご希望の方はお問い合わせください。



事業参加の
お申し込みは
このQRコード
から!

本事業ではワークショップを中心に、那覇市の特産品開発と流通に取り組みます。
 必要条件を満たす事業者には経費の一部補助もありますので上手く活用して新しい商品を開発しましょう!

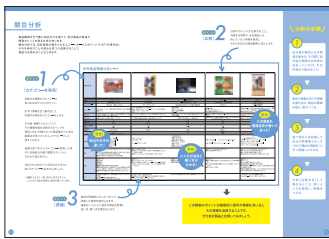
ワークショップについて 【場所】那覇市IT創造館 2階大会議室

特産品開発と流通に関する勉強会(ワークショップ)を全3回開催。
 商品開発やマーケティング、流通、デザインなど多彩な講師のもと那覇市の特産品開発と流通に取り組みます。

No.1 9/12 [木] 14:00-16:00

**「創って・作って・売る」
商品開発**

- 小規模事業者の成功体験と失敗に学ぶ商品開発
- 競合分析調査ワークショップ



No.2 10/8 [火] 14:00-16:00

**LGBTマーケットを知る+
ライフスタイル提案と
連動した商品開発**

- LGBTとは?マーケットの特性
- LGBT向け商品化事例やライフスタイル提案と連動した商品開発



No.3 11/6 [水] 14:00-16:00

**自分で商標登録を
やってみよう!**

- 商標の事前検索の方法(J-PlatPatの活用)
- 自ら行う商標申請方法
- 発明協会に相談しよう



新商品開発支援事業補助金について

那覇市独自の観光資源や地域資源を活用した商品やサービスの企画・開発に必要な経費の一部を市が補助します。市場で流通していない以下のような新しい商品(試作段階の商品も含む)が対象となります。

1 那覇市独自の観光資源や地域資源を活用した特産品・土産品等の新商品開発を行う事業

2 那覇市独自の観光資源や地域資源を活用し、インバウンドを対象とした商用観光案内アプリや通訳サービス等、ソフトサービス等の新商品の開発を行う事業

3 那覇市の伝統的工芸品及び工芸品等やそれらを活用した新商品開発を行う事業

- ※那覇市の伝統的工芸品:首里織、琉球びんがた、壺屋焼、琉球漆器、三線の5品目
- ※その他の工芸品の例:金細工、伝統織物、芭蕉紙、琉球玩具など

※補助対象に関する詳細は8月22日に開催する事業説明会にてお知らせしますので、補助を希望する事業者の方は説明会への参加をお申し込みください。
 ※補助を希望する事業者の方もワークショップへの参加を推奨しています。

補助金の申請に関する資料是那覇市ホームページからもダウンロードできます ▶ https://www.city.naha.okinawa.jp/business/kigyouricchi/shinnshouhinn_jboshuu.html

補助支援は
8月29日(木)
正午
申し込み
締め切りです

「龍柱会議」を活用する方随時募集中!

那覇市の観光資源7種をモチーフにした、キモかわいい個性的なキャラクターが誕生しました!
 ログやキャラクターを活用した、商品やサービス等を開発する企業や個人事業主、または自治会等の団体や個人の方など、随時募集しています。

使用料 無料 使用対象者 どなたでも使用することができます

※ただし、商標や意匠登録など知的財産権の申請登録等、利権設定により独占的に使用することは出来ません。

① 使用許可申請書の提出

使用申請書のほか、企画書、商品見本等添付書類を提出してください。

申請書のダウンロードは
こちらから
<https://www.city.naha.okinawa.jp/business/kigyouricchi/ryuchukaigi.html>



② 受付・審査・使用許可

使用方法が、要綱や使用の手引きに準じているかなどを審査します。

正しい使い方
お願いね~



③ ログマーク・キャラクターの使用開始

商品等の完成品を提出してください。

たくさん
使ってね~

